

一般社団法人 愛知県トライアスロン協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人愛知県トライアスロン協会（AICHI TRIATHLON ASSOCIATION、略称：ATA）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市北区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、愛知県におけるトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン、その他関連複合競技（以下「トライアスロン等」という。）の普及および振興に関する事業を行い、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 前項に規定する競技は、以下の定義に従うものとする。

- (1) トライアスロンとは、スイム（水泳）、バイク（自転車）およびラン（ランニング）を一人の者が連続して行う競技をいう。
- (2) デュアスロンとは、第1ラン、バイクおよび第2ランを一人の者が連続して行う競技をいう。
- (3) アクアスロンとは、スイムおよびランを一人の者が連続して行う競技をいう。
- (4) 関連複合競技とは、トライアスロンの競技形態を基本に、種目又は競技用具等を変更して行う競技をいう。

3 第1項の目的を達成するため、必要に応じて公益社団法人日本トライアスロン連合（JTU）、公益財団法人愛知県体育協会、その他の競技関連団体に加盟する。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、トライアスロン等に関する次の事業を行う。

- (1) 競技会の主催、共催、主管、後援、協力
- (2) 講習会、研究会、講演会等の開催
- (3) 普及振興事業
- (4) 競技大会等への県代表選手の選定と派遣
- (5) 審判員および指導者の養成と資格認定
- (6) ローカルルールの制定
- (7) 関係団体との連絡調整事業

(8) 機関紙および刊行物の発行

(9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(法人の構成)

第6条 当法人には次の会員を置く。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同し事業を賛助する個人又は団体

(3) 名誉会員 当法人に対し、特に功勞のあつた個人で、理事会の推薦を経て、総会の承認を受けた者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する「社員」とする。

(入会)

第7条 正会員、賛助会員および登録会員として入会しようとする者は、別に定める入会手続の方法により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等の負担)

第8条 当法人の事業活動に生じる費用に充てるため、正会員、賛助会員および登録会員は、別に社員総会決議により定める会費規程および登録会員規程に従い、会費を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規程に違反したとき

- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。ただし、やむを得ない事情があり、理事会が相当と認めるときは、この限りでない
- (2) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員が前3条により会員ではなくなった場合であっても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会の構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任又は解任
- (3) 事業計画および収支予算に関する事項
- (4) 事業報告および決算に関する事項
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は10日前までに、その会議に付議すべき事項、日時および場所等を記載した書面をもって通知する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権行使を認める場合は、14日前までに、同様の方法により通知する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が議長にあたることができない時は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員各1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者、他の者を代理人として表決を委任した者は、出席したものと見なす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および社員総会において選任された議事録署名人が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上30名以内とし、そのうち

会長1名、副会長2名、理事長1名、専務理事1名、事務局長1名

(2) 監事1名以上2名以内

2 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 各理事について、当該理事およびその配偶者又は三親等内の親族その他これらの者と特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員を選任)

第22条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長、専務理事、事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 理事長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した理事および監事の補欠として選任された理事および監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第26条 理事は、出席した当該正会員の議決権の過半数社員総会決議によって解任することができる。

2 監事は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の社員総会決議によって解任することができる。

(報酬)

第27条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、理事および監事がその職務を執行するために要する費用等を支給することができる。

(役員の責任免除)

第28条 理事および監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該理事および監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事および監事（理事および監事であつた者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長、名誉副会長、顧問)

第29条 当法人には、名誉会長1名、および名誉副会長ならびに顧問を各若干名置くことができる。

2 名誉会長および名誉副会長は、社員総会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長および名誉副会長は、理事会または社員総会に出席して意見を述べることで、ならびに議決に加わることはできない。

4 名誉会長および名誉副会長は、当法人の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

5 顧問は、当法人の運営に関する重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

(理事会)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および専務理事の選定および解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が理事会に欠席した場合は、この限りでない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 委員会

(委員会)

第36条 当法人の事業を推進するために必要と認めるときは、理事会は、その議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事および会員ならびに有識者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 会計

（事業年度）

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画および収支予算）

第38条 当法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

（事業報告および決算）

第39条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定時社員総会でその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第40条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の社員総会決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 当法人は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に

当たる多数の社員総会決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 雑則

(雑則)

第44条 この定款に定めるものの他、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。